

官民データ活用推進基本計画の案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見

令和元年5月23日

サイバーセキュリティ戦略本部決定

官民データ活用推進基本計画が掲げる「官民データ利活用社会」の実現は重要であり、サイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定。以下「戦略」という。）における「サイバーセキュリティの確保を通じて、情報通信技術及びデータの利活用を促進し、経済・社会活動の基盤とする」というこれまでの方針とも合致するものである。

他方、戦略において示されているとおり、サイバー空間と実空間の一体化が進み、様々な恩恵がもたらされる一方で、サイバー攻撃による多大な経済的・社会的な損失が生ずるなどの脅威が高まっている。今後、官民のデータ利活用が進展すれば、データの真正性・完全性の重要性が増し、それを毀損するようなIoT、サプライチェーンの脆弱な部分を狙う動き等が発生し、深刻な被害が生ずることが予想される。

このような課題に対し、官民データが安全に利活用できるよう、データを保有する官民の各主体によるサイバーセキュリティ対策を強化していくことが重要である。このため、全ての主体が自律的にサイバーセキュリティに取り組むとともに、企業経営においてはデジタルトランスフォーメーションの推進と同時にサイバーセキュリティ対策を組み込んでいくことが必要である。さらに、サービスの安全かつ持続的な提供の任務を担う政府機関等や重要インフラ事業者等は、基本的な対策に加え、脅威に対して事前に積極的な防御策を講じる「積極的サイバー防御」や、迅速な復旧を含む対処態勢の構築にも取り組むことが求められる。

これらの観点を踏まえ、戦略に基づき、こうした対処方針を明確化し、2020年東京大会とその後を見据え、サプライチェーンリスクに対応するための技術検証体制の整備、研究・技術開発の推進、対処態勢の整備、人材の確保・育成、脆弱なIoT機器への積極的な対策等を推進する必要がある。

官民データ活用推進基本計画の推進に当たっては、以上の観点を踏まえ、サイバーセキュリティに関する対策を実施していくよう十分に配慮するとともに、情報通信技術（IT）総合戦略室は、引き続き、内閣サイバーセキュリティセンターと緊密に連携を図ることとされたい。

以上を踏まえた上で、令和元年5月17日付で情報通信技術（IT）総合戦略室長から閣副第121号により依頼があった官民データ活用推進基本計画の案については、異存はない。

以上